

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定により、
区の公債権について、別紙調書のとおり訴えを提起したので、同条第二項の規定
により報告する。

平成三十年二月二十日

江戸川区長 多田正見

訴えの提起調書（総括表）

1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区学童クラブ育成料 (教育委員会事務局教育推進課)	156,000 円	2 件
合 計	156,000 円	2 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区学童クラブ育成料
 担当部課 教育委員会事務局教育推進課

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	滞納金額	当事者
1	88,000 円	平成29年12月19日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100255号	平成30年1月11日	平成26年4月1日	88,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
2	68,000 円	平成29年12月19日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100304号	平成30年1月11日	平成24年4月1日	68,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯債務者)
計	156,000 円	/	/	/	/	/	/